



Liberal Arts and Sciences

KOBE COLLEGE

Founded 1875

NEWS LETTER

NO.8

神戸女学院大学 公認心理師カリキュラム「心理実習」

神戸少年鑑別所での学外実習



神戸市にある神戸少年鑑別所(神戸法務少年支援センター)で学外実習を行いました。

少年鑑別所は、法務省矯正局が所管する国の施設で、**①鑑別**、**②観護処遇**、**③地域援助**を主な業務としています。主に家庭裁判所で観護措置を執られた少年を収容しており、観護措置の期間は多くの場合、審判を迎えるまで計4週間程度とされています。

また、神戸少年鑑別所は「**神戸法務少年支援センター**」として地域援助にも力を入れています。非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

実習指導者の先生のお話

吉岡先生から、司法・犯罪分野で働く心理職と少年鑑別所との連携例、また少年鑑別所の業務について詳しく教えていただきました。少年鑑別所では**法務教官**、**法務技官(心理)**、**医官**などがチームで連携し、他施設とは**家庭裁判所調査官**や**保護観察官**などと多職種連携して少年と関わります。その中でも心理面から少年をアセスメントする法務技官について詳しく教えていただきました。

少年たちは全員が納得して少年鑑別所に入所するわけではありません。それぞれ非行に至った経緯や背景、考えが異なります。法務技官は**少年が落ち着いた気持ちで審判を受けることが出来るようにすることが1番大事な仕事**であると知りました。怖がらせるのではなく、不安な気持ちを取り除くことが大切だと話されていました。



吉岡先生にご用意していただいた架空ケースを使って、グループで空事例検討も行いました。各グループで**①面接や情報収集で押さえないポイント**、**②心理検査は何をするか**、**③鑑別判定と処遇方針**、について話し合い、考えを共有しました。吉岡先生は、私たちの意見を聞いて、**特定の意見が正解というわけではなく、少年それぞれに合った対応を考えることが大事**であることを教えてくださいました。

また、講義の最後に法務技官として働くやりがいについても知ることが出来ました。法務技官は、まれな臨床心理ケースを担当できたり、少年が変化していく様子を間近で見ることが出来るなど、司法・犯罪分野ならではの魅力があると思いました。

吉岡先生のお話から、少年の心に寄り添い、将来に対する不安や恐怖を聞き取って安心してもらうことの重要性を強く感じました。少年鑑別所に対して少し怖いイメージがありましたが、実習を通じて少年に真摯に向き合う施設であると知ることが出来ました。

施設について

入所中の少年は規則正しい生活を送ります。その中には運動する時間や自由時間もあるとのことでした。実際に運動場や静かに本を読む部屋、個人が就寝する部屋を見学しました。国民的に流行している漫画が揃っていたり、個人部屋では制限付きではあるもののテレビ観賞ができるようでした。また、施設内では男女が接触しないように生活空間が分けられていました。



施設内には少年が安全に過ごせるような工夫がされていました。例えば、鏡を使って職員の方々が少年の行動を把握しやすくなり、けがやトラブルを防ぐために階段の手すりの上にネットが貼られていました。



編集後記

この度は、お忙しい中、大変貴重な経験をさせていただき誠にありがとうございました。実習を通じて少年の安全や人権が守られていることを肌で感じることが出来ました。吉岡先生をはじめ、神戸少年鑑別所の皆様にご心より感謝申し上げます。
写真撮影：松井 作成：小林

2023年8月25日